

## 学校法人梅村学園 中京大学 インターンシップ研修に関する覚書

学校法人梅村学園中京大学（以下「甲」という。）と名古屋テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、キャリア教育の一環として実施するインターンシップにおける研修の取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

1. 研修概要  
別紙の「研修条件概要明細」のとおりとする。
2. 事故災害時の対応  
甲は学生のために学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という。）に加入しており、学生が研修中およびその往復途中に生じた事故により、身体に傷害を被った場合に対応する。また、学生には学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ研修、教職資格活動等賠償責任保険）にも自己負担にて加入させ、研修中およびその往復途中に他人に怪我を負わせたり、他人の財物を損壊したことにより乙が被る法律上の損害を補償する。  
上記前提として、甲はインターンシップ研修を大学行事として位置付ける。乙は、インターンシップ学生のために団体総合生活補償保険に加入し、乙でのインターンシップ研修中に生じた事故により、死亡もしくは身体に傷害を被った場合に対応する。
3. 誓約書の提出  
学生は研修に先立ち、乙に対して「誓約書」を提出するものとする。
4. 研修の中断  
誓約書に違反する行為等が生じた場合には、甲と乙が協議の上、研修を中断することができるものとする。
5. 取材及び撮影の許可  
乙はインターンシップ研修に関わる取材および撮影の許可について、事前に甲の承諾を得なければならない。
6. 映像素材  
インターンシップ研修の一環としてインターンシップ学生が撮影した映像素材については、別途締結する「インターンシップ研修における撮影及び映像等の取り扱いについての覚書」で取り扱い等を定めるものとする。
7. その他の対応  
その他、この覚書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
8. 覚書の効力  
この覚書は、下記の署名日付より2018年3月31日まで効力を持つものとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも改廃の申し出がない場合は、自動的に一年間更新するものとし、以後も同様とする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

2017年 7月 27日

甲 名古屋市昭和区八事本町101-2  
学校法人梅村学園 中京大学

学 長

安村仁志

乙 名古屋市中区橋2丁目10番1号  
名古屋テレビ放送株式会社

代表取締役社長

木黄井 正彦

## インターンシップ研修における撮影及び映像等の取り扱いについての覚書

学校法人梅村学園中京大学（以下「甲」という。）と名古屋テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の間で締結された2017年7月27日付「学校法人梅村学園 中京大学 インターンシップ研修に関する覚書」に関し、インターンシップ研修で生じた映像等における権利関係について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### 第1条（撮影前の手順）

甲は、インターンシップ研修による撮影の前に、取材対象者等被写体に対し、撮影および乙等による肖像の使用に関しての承諾を得る。

### 第2条（撮影後の手順）

乙は、インターンシップ研修において撮影された映像等をすべて甲に閲覧させるものとし、甲が映像等として承認したもののみを乙は保管する。その場合、取材対象者に不利益がない限り甲は承認するものとする。

### 第3条（乙による映像使用）

乙がインターンシップ研修において制作された映像等を使用する場合、事前に甲の承認を得なければならない。その場合、取材対象者に不利益がない限り甲は承認するものとする。

### 第4条（確認）

甲は、前条及び前々条の承認のための正当な権限を有していることを保証する。

### 第5条（甲による映像使用等）

1. 甲は、甲のPR活動等自らが直接使用する場合に限り、映像を使用することができる。
2. 前項の場合、甲は事前に乙の承諾を得なければならない。なお、乙が承諾した場合、乙は甲の求めに応じて映像を複製し甲へ提供しなければならない。

本覚書を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

2017年 7月 27日

甲 名古屋市昭和区八事本町 101-2  
学校法人梅村学園 中京大学

学長 安村仁志

乙 名古屋市中区橋二丁目 10 番 1 号  
名古屋テレビ放送株式会社

代表取締役社長

木原山崎